

ふくしま緑の森づくり公社経営改善計画書

(緑の森づくり新生プラン)の進捗状況(平成28年度)

緑の森づくり新生プランの概要

◆ 策定年月日 平成26年5月20日

◆ 計画対象期間 平成26年度から平成30年度(5カ年計画)

◆ 経営改善重点取組事項

1 森林の整備に係る重点的な取組

(目標) 森林の適正な管理と公益的機能の持続的発揮のため、必要な事業量を確保しつつ事業計画を必要最小限のものとするため、現況値(平成22~24年度の3カ年平均。以下同じ)で1千ha程度であった事業量を平成30年度に8百ha程度に縮減します。

2 木材の生産と収入確保に係る重点的な取組

(目標) 素材販売での委託販売等、多角的な販路の開拓により、現況値9百万円程度を平成30年度に18百万円程度確保します。

3 財務状況の改善に係る重点的な取組

(1) 組織の見直しと職員の適正配置

(目標) 組織人員体制のスリム化を図るため、今後の業務執行状況等を勘案し、必要最小限の職員を配置します。

(2) 管理費等運営経費の縮減と収入確保

(目標) 人件費や管理経費の節減に努めるとともに、公社自己財源の確保策の導入の検討を行います。

(3) 効果的な補助事業等の積極的な導入

(目標) 無利子の森林整備活性化資金の積極的な活用を図ります。

4 土地所有者の協力による分取割合の見直し

(目標) 県、社員市町村等から協力を受け、土地所有者との分取割合の契約変更の締結を平成30年度に75%程度までの増加と覚書発効の実施を目指します。

また、権利関係を的確に把握し、分取造林地の適切な管理に努めます。

緑の森づくり新生プランの進捗状況（平成 28 年度）

◆ 重点的な取組事項

1 効率的な森林整備

【目標】 事業量を「保育等」で 850ha、「作業路等」12,800m とする。

【実績】 「保育等」事業を 528ha に押さえ、「作業路等」で 28,904m 実施した。

【評価】 概ね達成

〔付表〕 保育等及び作業路等の事業量実績 (単位：ha、km、%)

区 分	H28			累計 (H28)		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
保育等	850	528	—	2,750	1,890	—
作業路等	12.8	28.9	225.8	38.4	73.3	190.9

2 木材販売収入

【目標】 間伐販売収入を 15,000 千円確保する。

【実績】 搬出を伴う保育間伐を 303ha 実施、56,504 千円の収入を得た。

【評価】 計画達成

〔付表〕 保育間伐等収入の確保実績 (単位：千円、%)

区 分	H28			累計 (H28)		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
収入額	15,000	56,504	376.7	42,000	135,758	323.2

3 管理運営経費等の節減

【目標】 現況値（平成 22～24 年度の平均値）から、5,958 千円節減する。

【実績】 46,446 千円節減した。

【評価】 計画達成

〔付表〕 管理運営経費等の節減実績 (単位：千円、%)

区 分	H28			累計 (H28)		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
節減額	5,958	46,446	779.6	12,369	139,649	1,129.0

※ 県派遣職員の給与について県費負担となっていることから大幅に節減されている。

4 借入金利子負担の軽減

【目標】 公庫資金のうち無利子資金の活用率を 45.0%とする。

【実績】 無利子である活性化資金 39,000 千円の融資を受け 60.0%の活用率となった。

【評価】 計画達成

〔付表〕 森林整備活性化資金の活用実績

(単位：千円、%)

区 分	H28			累計 (H28)		
	計画	実績	達成率	計画	実績	達成率
公庫資金		65,000			230,406	
うち活性化		39,000			124,295	
活用率	45.0	60.0	133.3	45.0	53.9	119.7

※ 合理化計画の変更について県から承認された結果、より有利な条件に適合し、無利子資金を多く活用できることとなった。

5 分収割合の契約変更等

【目標】 分収割合について 90 件の変更契約を行う。

【実績】 平成 28 年度は 458 件の変更協議を行ったが、分収割合変更契約は 1 件にとどまった。

【評価】 計画未達成

〔付表〕 分収造林変更契約の締結実績

(単位：件、%)

区 分	H28			契約変更状況 (H28 末)		
	計画	実績	達成率	契約件数	変更件数	達成率
市町村	1	0	0	49	48	98.0
個人等	89	1	1.1	2,914	1,909	65.5
計	90	1	1.1	2,963	1,957	66.0

※ 公社造林契約の解約により、平成 27 年度より契約件数が 2 件減少している。

※ 交渉は重ねているが、分収割合を変更しなければならないことの必要性が契約相手方に理解されない。

※ 共有地等で権利者が複数存在し意見がまとまらない。

※ 契約改善が難しい案件については、施業をきっかけとした交渉において、間伐収入が得られることや、長伐期施業複層林化により、所有者が主伐後に植栽が不要となる等のメリットを併せて説明する等して同意取り付けに取り組んでいる。